

重要事項説明書



パートナー株式会社

訪問看護ステーション ほろーむ

貴方が（またはあなたのご家族様が）利用しようと考えている訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

当事業所は利用者様に対して指定訪問看護を提供いたします。当事業所の概要や提供いたします内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明いたします。

1. 訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名	パートナー株式会社
所在地	〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町 3 丁 37-7-407
連絡先	電話：072-205-8755 FAX：072-205-8756
代表者氏名	谷 正文
法人設立年月日	平成 29 年 2 月 20 日

2. 利用者に対してのサービス提供をする事業所について

事業所名	訪問看護ステーション ぶるーむ
所在地	〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町 3 丁 37-7-407
連絡先	電話：072-205-8755 FAX：072-205-8756
管理者名	谷 正文
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	指定 27665-90216 号
サービス提供地域	堺市、大阪市（住吉・東住吉・阿倍野・平野・西成）、松原市
営業日	月曜日～金曜日 午前 9：00～午後 6：00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12/31～1/3

* サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

3. 職員体制

		常勤	非常勤	計
管理者兼訪問看護師	谷 正文	1 名	名	1 名
訪問看護師		7 名	1 名	7 名

4. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

利用者に対し、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

5. サービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

具体的な訪問看護の内容

- ①病状、日常生活行動の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活行動における援助
- ③褥瘡の予防、処置
- ④リハビリテーション
- ⑤カテーテル等の管理
- ⑥その他医師の指示による医療処置

6. 介護保険と医療保険の違い

- ・要支援、要介護認定を受けた方は、介護保険によりサービスを提供いたします。
- ・以下の方は医療保険でサービスを提供いたします。
 - ①要支援、要介護者のうち、末期がんの方、厚生労働大臣が定める疾患などの方、病状の急性増悪の方（14 日以内）
 - ②要支援、要介護に該当しない方
 - ③精神科訪問看護
 - ④40 歳までの医療保険ご加入の方とご家族
 - ⑤病的な妊産婦と乳幼児
 - ⑥利用者が以下のサービスを受けている場合
 - ア：短期入所サービス（介護予防サービスを含む）
 - イ：特定施設入居者生活介護（介護予防サービスを含む）
 - ウ：介護・看護一体型の事業所からの定期巡回・随時対応サービス
 - エ：認知症対応型共同生活介護（介護予防サービスを含む）
 - オ：地域密着型特定施設入居者生活介護
 - カ：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
 - キ：複合型サービス

7. サービス利用料金

●介護保険

利用料金の1割が利用者の負担になります。

介護保険での給付の範囲を越えたサービスの利用金額は全額利用者の負担となります。

- ・ 20分未満 ・ ・ ・ ・ 311 単位
 (週1回以上20分以上の訪問を行った場合に算定)
- ・ 30分未満 ・ ・ ・ ・ 467 単位
- ・ 30分以上60分未満 ・ ・ ・ ・ 816 単位
- ・ 60分以上90分未満 ・ ・ ・ ・ 1118 単位

算定方法

(1回訪問単位×訪問回数)×11.05円

* 病気の内容、症状、状況により加算がある場合は上記単位に変動がある場合があります。

* 訪問看護の訪問回数は、利用者、介護支援専門員と協議して決定します。

* 尚、制度の変更、改正に伴い上記事項が変更される場合もあります。

・ 緊急時訪問看護加算について

営業時間外の夜間・深夜・早朝の電話相談や訪問は希望者のみの契約となり、上記料金に加えて介護保険法に基づいた「緊急時訪問看護加算」の料金が必要となります。

緊急時訪問看護加算 ・ ・ ・ ・ 574 単位 (1月につき)

・ 訪問に伴う交通費について

通常の事業実施地域への訪問については交通費は含まれております。

それ以外の地域の方への訪問の交通費は、5km未満1回400円、5km以上1回800円です。

・ キャンセルの場合

当日キャンセルの場合、800円のキャンセル料が発生しますので、前営業日まで(午後6時まで)に連絡をお願いいたします。

●医療保険の場合

(1) 社会保険・国民健康保険の場合

毎月1回目	2860円～6260円
2回目以降	1530円～2860円

(* 医療費全体の30%です)

* 加算内容によって料金の変動があります。

(2) 保険で自立支援医療適応の場合

社会保険・・毎月1回目	950円～2090円
2回目以降	510円～950円

(* 医療費全体の 10%です)

* 加算の内容によって料金の変動があります。

(3) 老人医療保険、後期高齢者医療受給者の場合

保険の負担割合分

* 加算の内容によって料金の変動があります。

(4) 生活保護の場合

自己負担はありません。

* 病気の内容、症状、状況により加算がある場合は上記料金に変動がある場合があります。

* 訪問看護の訪問回数は、利用者、主治医と協議して決定します。

医療保険使用の場合は原則として1日1回、週3回まで保険適応となっています。(特定疾患などの場合はこの限りではありません)

* 尚、制度の変更、改正に伴い上記事項が変更される場合もあります。

・ 24 時間対応体制加算について

営業時間外の夜間・深夜・早朝の電話相談や訪問は希望者のみの契約となり、上記料金に加えて法律に基づいた「24 時間対応体制加算」の料金が必要となります。

24 時間対応体制加算・・・・6400 円 (1 月につき)

自立支援医療適応の場合は 10%の自己負担となります。

・ 訪問に伴う交通費について

通常の事業実施地域への訪問については交通費は含まれております。

それ以外の地域の方への訪問の交通費は、5 km未満 1 回 400 円、5 km以上 1 回 800 円です。

・ キャンセルの場合

当日キャンセルの場合、800 円のキャンセル料が発生しますので、前営業日まで (午後 6 時まで) に連絡をお願いいたします。

8. 利用料金などのお支払方法

(1) 訪問看護自己負担については、請求月に現金にてお支払いください。

(2) お支払いの確認をしたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

*** 利用料の滞納について**

利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1か月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず金額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部または一部の提供を一時停止いたします。

9. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者などの生命や身体を保護するために緊急、やむを得ない場合を除く）
- (5) その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先だって、各種保険証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (3) 主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成いたします。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者または家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1か月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。

⑤その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

11. 虐待の防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者・・・管理者 谷 正文

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	有限会社 訪問看護事業共済会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

13. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密の保持について	①事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という）は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は従事者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は利用者から予め同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報は用いません。 ②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③従業員が管理する情報については利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調整を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。

14. 緊急時の対応方法について

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

15. 身分証携帯義務

訪問看護員は常に身分証を携帯し、利用者及び利用者の家族から求められた場合はいつでも身分証を提示します。

16. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【体制】

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

事業所は提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問、紹介に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該

指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【手順】

- ①利用者より連絡を受けた者が内容を確認する。
- ②管理者へ即時報告する。
- ③連絡を受けた管理者は、直ちに対応する。
- ④管理者にて解決不可と判断した場合は、遅滞なくその旨を統括責任者（代表取締役：谷 正文）へ報告する
- ⑤報告を受けた統括責任者は自らが対応するか、管理者へ指示を出すなどし、即時解決に向けて対応するものとする。

(3) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション ぶるーむ 管理者：谷 正文	所在地 堺市北区北花田町 3 丁 37-7-407 電話番号 072-205-8755 FAX 番号 072-205-8756 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～18：00 ただし 12月31日～1月3日を除く
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1－3－8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く
【保険者の市町村の窓口】 地域保健福祉担当	所在地 電話番号

17. サービス提供における事業所の義務

- ・当事業所は、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備いたします。
- ・訪問看護実施中に利用者様の病状に、急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

18. 利用契約に定めのない事項

この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者またはご家族様と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

19. 重要事項の説明年月日

説明年月日	年 月 日
説明者	

上記内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒591－8002 大阪府堺市北区北花田町 3 丁 37-7-407
	法人名	パートナー株式会社
	事業所名	訪問看護ステーション ぶるーむ ㊞
	管理者氏名	谷 正文 ㊞

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞